

勸告等の骨子

平成 20 年 10 月 14 日
高知県人事委員会

◎ 勸告等のポイント

- (1) 国家公務員の俸給表の構造との均衡も考慮して、民間との較差を踏まえた給料表（給料月額）の改定
- (2) 医師、歯科医師及び獣医師の初任給調整手当の引上げ
- (3) 小・中学校等教育職給料表及び高等学校等教育職給料表の職務の級の新設
- (4) 期末手当・勤勉手当は、民間の特別給の支給割合と職員の支給月数が、おおむね均衡していることから、改定なし

1 民間給与との比較

県内 98 事業所の 3,786 人の個人別給与を实地調査（調査完了率 93.3%）

【月例給】 職員と民間従業員の 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較（ラスパイレス方式）

○ 民間との較差

民間給与 (A)	職員の給与 (B) (平均年齢 44 歳 6 月)		較差 (A) - (B) ((A-B) ÷ B × 100)
375,269 円	減額措置前	374,701 円	568 円 (0.15%)
	減額措置後	364,120 円	11,149 円 (3.06%)

(注) 特例条例による減額措置（いわゆる給与カット）

高知県職員の給与は、平成 21 年 3 月 31 日まで減額措置がされている。

ア 給料の月額

一般職員 2%～3%

管理職 5%

イ 管理職手当 10%

【ボーナス】 昨年秋から本年夏までの 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

	高知県		国	
	民間の支給割合	職員の支給月数	民間の支給割合	職員の支給月数
平成 19 年	4. 4 3 月	4. 4 5 月	4. 5 1 月	4. 5 0 月
平成 20 年	4. 4 3 月	4. 4 5 月	4. 5 0 月	4. 5 0 月

2 改定の内容

(1) 給料表

① 現行の給料表の給料月額を基礎として、民間との較差を踏まえた改定

民間との較差がわずかであり、世代間あるいは級号給間の配分にメリハリを付けることが難しいこと、国家公務員の俸給表の構造との均衡も考慮する必要があることなどから、現行の給料表の給料月額に、民間との較差に見合う額を均等に加算する方法で改定

ア 行政職給料表の改定状況

改定額 現行の給料表の給料月額に 500 円を加算

初任給 上級 172,200 円 → 172,700 円

中級 152,800 円 → 153,300 円

初級 140,100 円 → 140,600 円

イ その他の給料表

行政職給料表との均衡を考慮して改定

② 小・中学校等教育職給料表及び高等学校等教育職給料表に新たな級（特 2 級）の新設

新設が予定されている主幹教諭及び指導教諭の職務の級として、給料表の 2 級（教諭）と 3 級（教頭）の間に特 2 級を新設

(2) 諸手当

国家公務員の改定に準じて改定（①のイ、ウは独自改定）

① 初任給調整手当の支給限度額

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師等 306,900 円 → 410,900 円

イ 医療職給料表(1)以外の適用を受ける医師等 50,000 円 → 66,900 円

ウ 獣医師 10,000 円 → 30,000 円

② 地域手当（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）

ア 東京都特別区（東京事務所） 16% → 17%

イ 大阪市（大阪事務所） 13% → 14%

ウ 医師 13% → 14%

(3) 実施時期

(1)の① 平成 20 年 4 月 1 日

(1)の②及び(2) 平成 21 年 4 月 1 日

3 勧告に基づく職員給与の試算（行政職 平均年齢 44 歳 6 月）

(1) 改定額（率）

区 分	給料の月額	諸手当	計（給与）
平成 20 年 4 月	354,437 円	20,264 円	374,701 円
改定額（率）	219 円	1 円 内訳 はね返り分 1 円	220 円 (0.06%)
改定後の額	354,656 円	20,265 円	374,921 円

(2) 平均年間給与額

	勧告前（A）	勧告後（B）	(B) - (A)
平成 19 年	6,307,529 円	6,314,791 円	7,262 円
平成 20 年	6,264,223 円	6,267,891 円	3,668 円

4 報告の内容

(1) 給与に関する事項

① 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合と職員の支給月数が、昨年と同様におおむね均衡していることから、支給月数の改定を行わないことが適当

② 住居手当・単身赴任手当

住居手当については、人事院が自宅に係る手当の廃止や借家・借間に係る手当の在り方について検討を進めるとしており、その動向を注視

また、改善を検討するとされた単身赴任手当についても、その動向を注視

(2) 公務運営に関する事項

① 人事評価制度

本県の人事評価制度をより実効性のあるものとしていくために、また、その前提として評価の客観性や安定性をより高めるために、国における取組なども参考としながら、更に研究を重ねて充実を図ることが必要

② 所定勤務時間の短縮

行政サービスを維持し、かつ、行政コストの増加を招かないことを基本として、より一層業務の簡素・合理化及び効率化を進めるとともに、勤務体制の見直し等の措置を講じ、その上で、国及び他の都道府県の動向に留意しながら、できるだけ速やかに勤務時間を見直すことが適当

③ 総実勤務時間の短縮

ア 時間外勤務の縮減

事前命令の徹底など適切な勤務時間管理に努めるとともに、時間外勤務の多い職場については、その要因の把握に努め、職場全体で縮減に取り組むことが重要

イ 年次有給休暇の取得促進

管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要

④ 健康管理

引き続き、職員の健康管理に関する取組を推進するとともに、有効なメンタルヘルス対策に取り組むことが必要

⑤ 職業生活と家庭生活の両立

育児のための短縮時間勤務の制度の導入及び育児休業等を取得しやすい環境を整備するための必要な措置について、引き続き検討を進めるとともに、男性職員の育児参加を促進することが必要

⑥ 良好な勤務環境の確保

職員が相互に人格を尊重し合うことによって、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの生じない、風通しが良く、働きやすい環境が確保されるよう、引き続き職員の意識向上に取り組んでいくことが必要

⑦ 公務員倫理

職員の意識改革を徹底するとともに、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての使命を改めて自覚し、公正な職務の執行に精励することが必要

⑧ 人材の育成と活用

先を見据えた計画性のある採用を進めるとともに、職員の資質・能力の向上と適材適所の人材登用に、より努めることが必要

給料表の改定について

1 改定の目的

情勢適応の原則に則り、社会一般の情勢を踏まえ、また、均衡の原則に則り、民間給与の状況等を考慮して、職員に適用されている現行の給料表について所要の改定を行う。

2 改定の内容

(1) 改定方法

- ・ 現行の給料表の給料月額に民間との較差を踏まえた額(行政職給料表:500円)を加算する。

(2) 給料の改定状況(実質)

- ・ 行政職給料表 平均改定率(実質) 0.06% 平均改定額(実質) 219円

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
改定率(実質)	0.27%	0.21%	0.15%	0.02%	0.00%	0.01%	0.03%	0.05%	0.08%

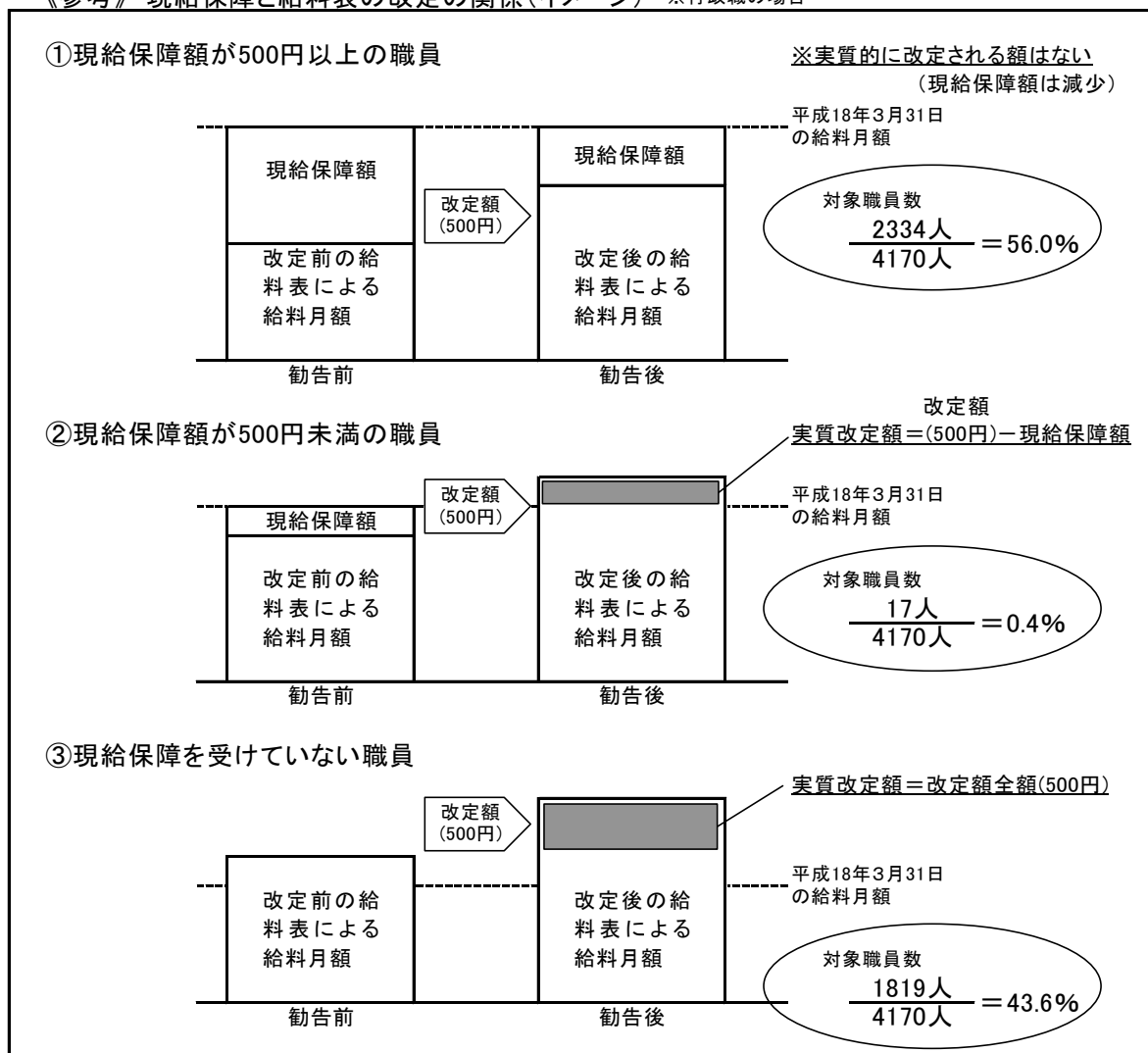
※平均給与の改定額(実質)は、219円(給料の改定額)に1円(諸手当の改定額(はねかえり))を加えた220円となる。

(3) 現給保障との関係

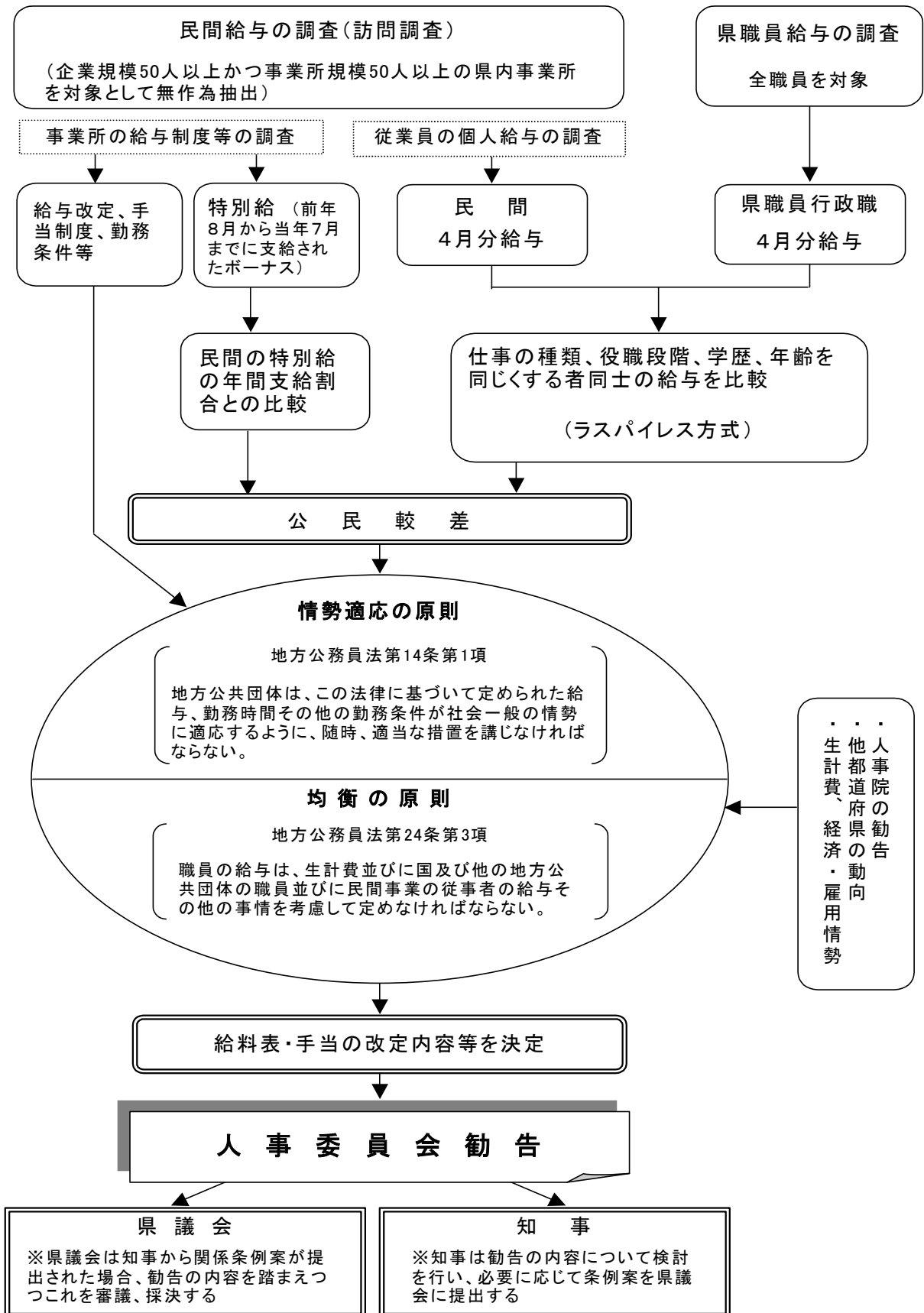
職員には、平成18年度から実施している給与構造改革による給料表の切替え(平均4.8%の水準引下げ)に伴う経過措置として、給料月額が平成18年3月31日の給料月額に達しない場合、その差額を給料(現給保障)として支給している。

このため、行政職の場合、給料表の月額に500円加算しても、①現給保障額が500円以上支給されている職員には今回の改定効果は及ばず、②現給保障額が500円未満の職員については実質の改定額は500円から現給保障額を差し引いた額に、③現給保障を受けていない職員については500円が改定額になるため、行政職全体の給与の平均改定額は実質220円となる。

《参考》 現給保障と給料表の改定の関係(イメージ) ※行政職の場合



給与勧告の手順

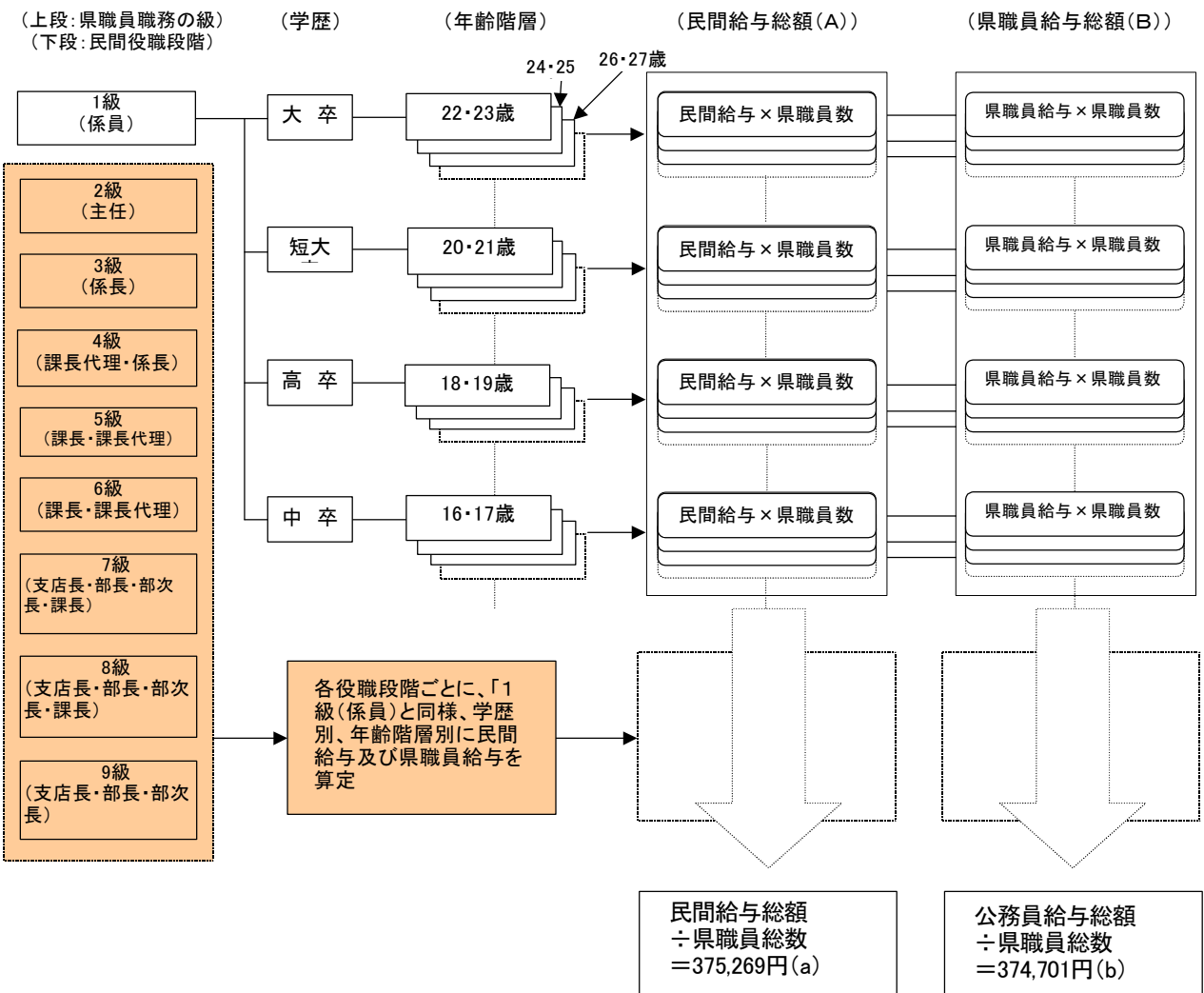
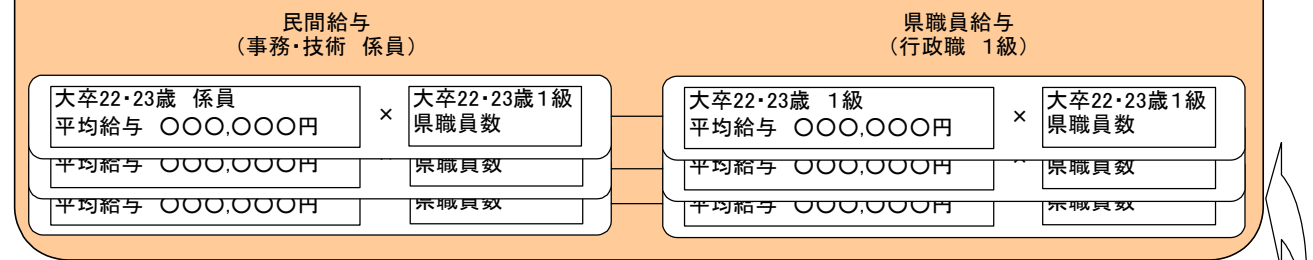


県職員給与と民間給与との比較方法(ラスパイルス方式)

個々の県職員に民間の給与額を支給した場合に必要な金額(民間給与総額(A))が現在県職員に支払っている金額(県職員給与総額(B))に比べて、どの程度の差があるかを算出しています。

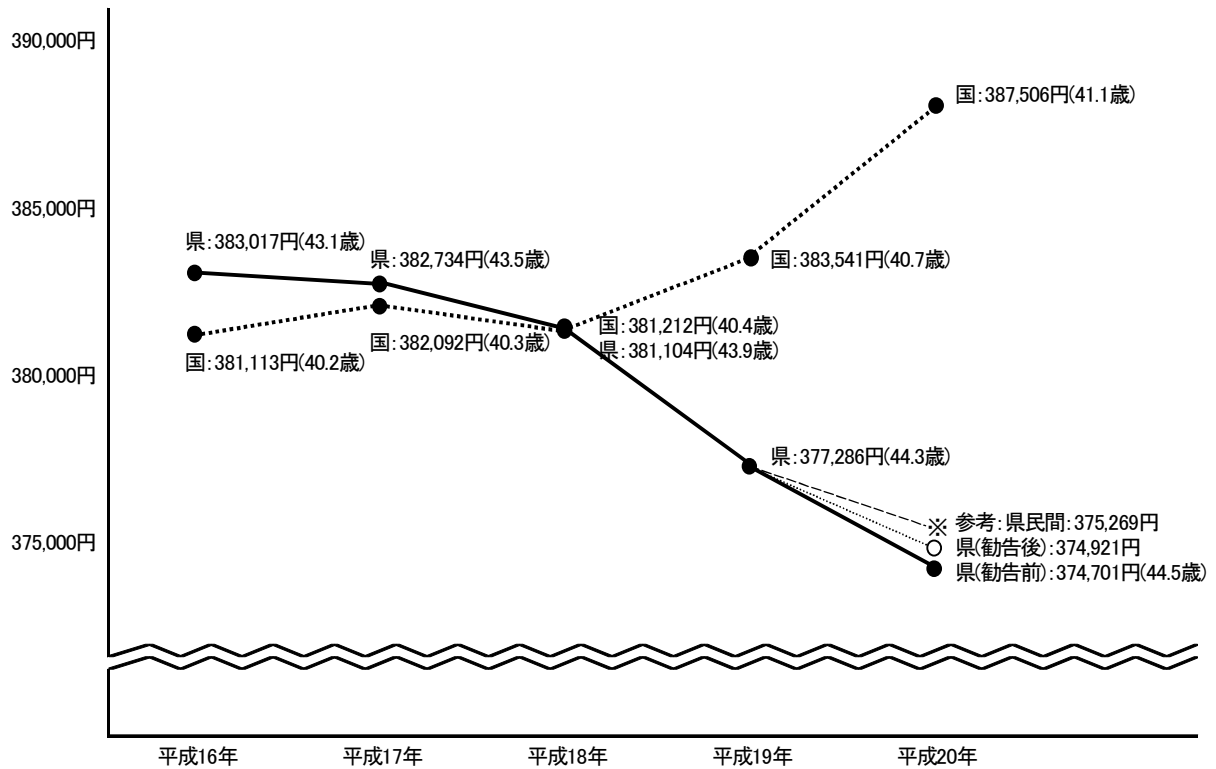
具体的には、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じにした民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた額を算出し、両者を比較しています。

職種、役職段階、学歴、年齢を同じにする者同士の平均給与額のそれぞれに県職員数を乗じて得た額の総額で比較しています。



本年の公民較差 568円(0.15%)(算定方法=(a)-(b))

◎高知県職員の平均給与額の推移



- (注) 1 参考に国家公務員の平均給与額の推移を掲載した。
 2 高知県職員は行政職給料表適用者、国家公務員は行政職(一)俸給表適用者である。
 3 高知県職員の給与額は、特例条例による給与カット前の金額である。
 4 高知県職員と国家公務員では職員の年齢構成が異なるためそれぞれの平均年齢を掲載した。

給与	高知県職員(行政職)					国家公務員					
	平成20年	20-19	平成19年	19-18	平成18年	平成20年	20-19	平成19年	19-18	平成18年	
平均給与	374,701	▲2,585	377,286	▲3,818	381,104	387,506	3,965	383,541	2,329	381,212	
給与内訳	給料(俸給)	354,437	▲2,345	356,782	▲3,175	359,957	325,113	▲611	325,724	▲2,753	328,477
	地域手当	545	181	364	22	342	28,569	3,332	25,237	2,716	22,521
	広域異動手当	—	—	—	—	—	1,654	694	960	960	—
	扶養手当	10,597	174	10,423	129	10,294	12,244	384	11,860	9	11,851
	管理職手当	5,107	▲420	5,527	▲266	5,793	13,285	110	13,175	1,435	11,740
	住居手当	3,389	▲146	3,535	▲500	4,035	3,769	117	3,652	149	3,503
	その他手当	626	▲29	655	▲28	683	2,872	▲61	2,933	▲187	3,120
平均年齢	44.5歳	0.2歳	44.3歳	0.4歳	43.9歳	41.1歳	0.4歳	40.7歳	0.3歳	40.4歳	

- (注) 1 広域異動手当は、国家公務員に固有の手当である。
 2 その他手当は、単身赴任手当、特地(へき地)勤務手当、寒冷地手当(県職員は該当地域なし)などである。
 3 給料(俸給)月額は、現給保障の影響で同年齢層の前年の給料月額を上回らない状態が続いているため、減少が続いている。
 4 国家公務員の平均給与額は、給与構造改革に伴う新たな給料相当分の手当(地域手当等)の創設により、平均年齢の上昇等に合わせるかのように増加している。
 5 高知県職員の平均給与額は、国と異なり手当の増額が少ないため、平均年齢は上昇しているにもかかわらず減少している。